

幸区役所広告付き庁舎案内表示板等設置運用事業仕様書

1 目的

この仕様書は、川崎市幸区役所において、設置事業者が①広告付き庁舎案内表示板、②液晶モニター、③タブレット端末、④通信設備及び⑤庁舎案内のパネル（以下、「パネル」といい、①～⑤の総称を「案内表示板等」という。）を設置し、広告付き庁舎案内表示板に掲載する周辺地図及び庁舎案内に関連する情報を掲載した印刷物（以下、「印刷物」という。）並びに広告付き庁舎案内表示板を媒体として広告を掲載するとともに、案内表示板等の維持管理を行う事業を実施するに当たって必要な条件等を定めるものである。

2 案内表示板等の設置等

(1) 設置場所等

タブレット端末及びパネルを除く案内表示板等を設置する位置は、次のとおりとする。ただし、施設管理又は安全管理上の都合により位置等の変更を行う必要があるときは、川崎市と設置事業者との協議により変更できるものとする。

また、パネルの設置場所等は、別途協議して決定する。

種別	幸区役所内設置場所	台数	サイズ	表示内容
広告付き庁舎案内表示板	1 F 総合案内横 (別添配置図①) (液晶モニター2台内蔵)	1台	横 4,340 mm程度 縦 700 mm程度 高さ 2,100 mm程度 (液晶モニターは、42インチ以上とする) 想定使用許可面積：3.03 m ² 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎案内図 ・ 周辺地図 ・ 相談窓口案内、会議室案内 (液晶モニターA) ・ 行政情報 (液晶モニターB)
液晶モニター	1 F 出入口 (北側) (別添配置図②)	1台	42インチ以上 ただし、自立型 台座含め、縦680mm程度、横950mm程度 想定使用許可面積：0.64 m ² 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口案内、会議室案内 (液晶モニターA)
	1 F 正面及び北側エレベーターホール (別添配置図③・④)	2台 (各1台)	42インチ以上 電源コードのモールを含めた想定使用許可面積 正面 EVH 0.58 m ² 程度 北側 EVH 0.53 m ² 程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政情報 (液晶モニターB)

種別	幸区役所内設置場所	台数	サイズ	表示内容
端末 タブレット	区役所内	3台	画面のサイズは、9インチ以上のものとする。	・インターネットを活用した窓口案内 ・音声及び文字入力による翻訳機能 等
通信設備	1 F ロビーハナミズキ (別添配置図⑤)	1台	通信設備の機器 縦 210mm 程度 横 325mm 程度 電源コードのモールを含めた 想定使用許可面積：1台当たり 0.07 m ² ~0.77 m ²	
	2 F 高齢・障害課待合 (別添配置図⑥)	1台		
	2 F 保護第1・2課待合 (別添配置図⑦)	1台		
	3 F 衛生課待合 (別添配置図⑧)	1台		
	3 F キッズルーム (別添配置図⑨)	1台		
	4 F 地域振興課待合 (別添配置図⑩)	1台		
	4 F 第4会議室 (別添配置図⑪)	1台		
パネル	区役所内 ※設置場所は別途協議	5枚	縦 880mm 程度 横 635mm 程度 想定使用許可面積：2.79 m ² (5枚)	・庁舎案内図等

(2) 設置・撤去

ア 設置方法

案内表示板等は、使用が許可された期間の開始後速やかに、次の対策を講じた上で所定の位置に設置すること

(ア) 転倒防止

案内表示板等の設置に当たっては、容易に動かないよう確実に固定するとともに転倒・落下などによる事故防止のための必要な措置を講じること。

また、可能な限り床、壁、天井等に負担の少ない方法で固定すること

(イ) 施設利用

施設利用者等の妨げとならないよう十分に配慮し、施設管理者の指示があった場合は、その指示に従うこと。

また、案内表示板等に突起物等がある場合は排除するなど安全上必要な措置を講じること

イ 撤去

使用許可の期間が終了したとき、又は、契約を解除したときは、案内表示板等を撤去し、原状回復を行うこと

ウ 費用負担

案内表示板等の設置、移設及び撤去に関する工事、転倒防止並びに安全対策に要する一切の費用は、設置事業者の負担とすること

3 案内表示板等の規格等

設置する案内表示板等は、次の各号を満たす規格とすること

(1) 素材

案内表示板等の素材は、鉄板又はそれに相当する強度を持つものとし、耐久性や防災性能を考慮すること

(2) デザイン

ア 設置場所周辺と調和のとれた色合い、デザインとすること

イ 文字の大きさや配色については、高齢者や色覚障害者等に配慮するため、川崎市ホームページで公表している「公文書作成におけるカラーユニバーサルデザインガイドライン」に適合すること

(URL: <http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/50-3-4-0-0-0-0-0-0-0.html>)

ウ 外国語表記（英語、中国語及び韓国語）を付加し、外国人に配慮すること

(3) 庁舎案内図の表示

ア 各階ごとに部課名等をわかりやすく表示すること

イ 課ごとに業務内容をわかりやすく表示すること

ウ 組織変更、レイアウト変更等により表示内容に変更があった場合は、その都度、指示に基づき速やかに修正を行うこと

エ 外国語表記（英語、中国語及び韓国語）を付加すること

(4) 周辺地図の表示

ア 幸区内の広域図とし、公共施設（特に幸市民館、幸スポーツセンター、日吉出張所、道路公園センター及び石川記念武道館）及び避難場所その他指定する地点をわかりやすく表示すること

イ 表示内容に変更があった場合は、原則として年1回以上更新を行うものとし、軽易な変更等については、シールの貼付等により適宜対応すること

(5) 相談窓口案内、会議室案内の表示

ア 液晶モニターA仕様

42インチ以上の液晶モニターを区役所1F総合案内横に設置する広告付き庁舎案内表示板に1台搭載するとともに、区役所1F出入口（北

側)に1台設置し、次の(ア)及び(イ)を一定時間で切り替えて表示できるようにすること

(ア) 相談窓口案内

相談名、相談員、相談日、相談時間等を表示し、データについては随時更新できるものとする。

(イ) 会議室案内

その日に予定している会議やイベント等について、会議室名、時間、会議名等を表示し、データについては1週間分を蓄積できるものとする。

イ 情報更新について

液晶モニターに表示するための専用端末及び必要なソフトウェア等を設置事業者が提供し、随時表示内容を区役所職員が容易に変更できるようにすること。

なお、液晶モニターに表示するためのデータは、USBメモリ等可搬記憶媒体により更新できるものとする。

(6) 行政情報の表示

ア 液晶モニターB仕様

42インチ以上の液晶モニターを区役所1F総合案内横に設置する広告付き庁舎案内表示板に1台搭載するとともに、区役所1F正面及び北側エレベーターホールに各1台設置することとし、川崎市が提供する動画及び静止画の行政情報を表示できるものとする。

また、デジタル受信、DVD接続ができるものとする。

ただし、DVD接続は、区役所1F総合案内横に設置する広告付き庁舎案内表示板のみでも可とする。

イ 情報更新について

液晶モニターに表示するための専用端末及び必要なソフトウェア等を設置事業者が提供し、随時表示内容を区役所職員が容易に変更できるようにすること。

なお、液晶モニターに表示するためのデータは、USBメモリ等可搬記憶媒体により更新できるものとする。

(7) 通信設備

ア 通信設備は、窓口サービス向上のために設置するタブレット端末の通信手段とするとともに、川崎市が市民・来庁者の利便性の向上を図ることを目的として提供する公衆無線LANによるインターネット接続サービス(以下、「かわさきWi-Fi」という。)を提供するための機能を有するものとする。

イ 設置事業者が設置する通信設備の通信費及びこれに付随する維持管理

に係る費用は、設置事業者が負担するものとする。

なお、区役所1Fにおいては、既にかわさきW i - F iを提供するために川崎市が設置している通信設備が存するため、提供範囲を最大限確保するとともに利用者の利便性が向上するよう既存機器との調和を図るものとする。

(8) タブレット端末

ア タブレット端末は、(7)で定めるかわさきをW i - F iを活用し、インターネットにアクセスできるものとする

イ タブレット端末の画面サイズは、9インチ以上のものとする

ウ 落下による破損等を防止するため、ケースを付属させること

(9) その他

ア 問合せ等に対応するため、広告付き庁舎案内表示板に設置事業者の連絡先を明記すること

イ 省エネルギー対策を講じること

ウ 電源操作は、タイマーその他機器による自動制御又は外部の一括集中スイッチによる方式とし、来庁者等による誤動作を防止する対策を講じること

4 印刷物の作成

(1) 設置事業者は、内容や部数等を川崎市と協議し同意を得た上で、印刷物を作成し、広告付き庁舎案内表示板に配架して来庁者等に配布することができる。

(2) 印刷物の作成に要する費用の一切は、設置事業者の負担とする。

5 広告の掲載

(1) 広告枠の設置

ア 広告のスペースの面積は、広告付き庁舎案内表示板及び印刷物において、それぞれ表示分及び印刷部分の30%以内とすること

イ 設置事業者は、広告付き庁舎案内表示板及び印刷物に適正な枠数と広告料金を設定し、広告事業から収入を得ることができるものとする。

(2) 広告内容

ア 掲載する広告は、川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守し、幸区役所広告掲載委員会の承認を得たものとする。

イ 広告募集に当たり、広告主に川崎市が広告を募集しているような誤解を与えないようにすること

ウ 広告募集及び内容に関する一切の責任及び費用は、設置事業者が負う

ものとし、川崎市は何らの責任及び費用負担を負わないものとする。

6 運用業務

- (1) 案内表示板等に関する問合せやトラブル・苦情に対しては、設置事業者の責任において対応すること
- (2) 案内表示板等のメンテナンス及び清掃を定期的に行い、破損、汚損、経年劣化等により通常の使用に支障が発生した場合は、その都度補修又は交換の対応を行うこと
- (3) 案内表示板等の維持管理に係る一切の費用は、設置事業者の負担とすること

7 その他

- (1) トラブル対応等

設置運営事業に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、設置事業者の責任及び負担において解決すること

- (2) 広告付き庁舎案内表示板、液晶モニター及び通信設備に係る電気料

ア 設置事業者は、広告付き庁舎案内表示板、液晶モニター及び通信設備に係る電気料について、次に定めるところにより算出する額を川崎市が年度を単位として発行する納入通知書により、当該納入通知書で指定する日（その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日）までに川崎市に納入しなければならない。

$\text{電気料} = \text{川崎市が支払う使用料} \times \text{下線部分の使用許可面積} \div \text{建物の延べ床面積}$

イ 川崎市は、正当な理由があると認めるときは、前項に定める算出方法を変更することができる。

- (3) 定めのない事項

この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、川崎市と設置事業者がその都度協議して定めるものとする。